

(公印省略)
デ第1428号
令和5年6月19日

「テレワーク兵庫」をご利用中の中小企業等 システム管理者 様

兵庫県企画部デジタル改革課
システム企画官

テレワーク兵庫の提供終了について

平素は、兵庫県における情報化の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

在宅勤務用システム基盤「テレワーク兵庫」につきましては、令和2年11月から新型コロナウイルス感染症対策として、県内中小企業等の皆様に無償提供してまいりましたが、当初の予定どおり令和5年12月27日をもちまして、下記のとおり提供を終了いたしますので、お知らせします。

これまでの「テレワーク兵庫」のご利用に御礼申し上げますとともに、提供終了についてご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 スケジュール

- ・ 令和5年6月30日（金） 新規申込受付の停止
- ・ 令和5年12月27日（水） 提供終了

2 提供終了に伴う手続等

- ・ 「テレワーク兵庫」の提供終了に伴い、中小企業等の皆様において特に手続等は不要です(令和5年12月28日以降、自動的に接続不可となります。)
- ・ 職場及び自宅のアプリのアンインストールは、各御利用者様で実施していただきますようお願いいたします。

3 代替サービスへの移行についてのご検討のお願い

- ・ 「テレワーク兵庫」提供終了後の移行先サービスとして、東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) と独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が、「シン・テレワークシステム」を無償提供しています。

「テレワーク兵庫」と同じくリモートデスクトップ形式のテレワークシステムです。

詳しくは、以下のホームページをご参照ください。

NTT 東日本 - IPA 「シン・テレワークシステム」

緊急構築・無償開放・配布ページ

<https://telework.cyber.ipa.go.jp/news/>

(注) 本サービスは、実証実験として無償提供されているもので、提供を終了する場合には、6か月前までにホームページで案内することとされています。また、個別のユーザーサポートやお問い合わせへの対応は行われていません。

- ・ その他、民間事業者が各種テレワークシステムの有償サービスを提供していますので、「テレワーク兵庫」の提供終了までに、これらの代替サービスへの移行をご検討いただきますようお願いいたします。

4 代替サービス移行に対する助成制度のご案内

ひょうご仕事と生活センターからワーク・ライフ・バランス宣言・認定・表彰企業様向けに、「テレワーク兵庫」提供終了に伴う代替サービス移行に対する助成制度があります。同センターからの案内文書を添付していますので、活用をご検討ください（ワーク・ライフ・バランス宣言企業ではない企業様も、この度宣言いただければ補助対象となります。）。

助成制度、宣言制度の詳細につきましては、ひょうご仕事と生活センターへお問い合わせをお願いいたします。

なお、助成制度については、下記リンク先の「ひょうご仕事と生活センター『テレワーク導入支援助成金 申請の手引き』」をご確認いただきますようお願いいたします。

<助成制度・ワーク・ライフ・バランス宣言制度に関するお問い合わせ先>

ひょうご仕事と生活センター

電 話 078-381-5277

住 所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28

兵庫県中央労働センター1階 (<https://www.hyogo-wlb.jp/>)

テレワーク導入支援助成金 申請の手引き

(https://www.hyogo-wlb.jp/files/support/2023_telework_tebiki.pdf)

「テレワーク兵庫」の提供終了に関するお問い合わせ先

兵庫県企画部デジタル改革課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

メール: sysad@pref.hyogo.lg.jp

電 話 : 078-362-3051

「テレワーク兵庫」の操作等に関するお問い合わせ先

テレワーク兵庫ヘルプデスク (受付時間 平日 9:00-17:30)

メール: hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

電 話 : 078-381-9205

ワーク・ライフ・バランス
宣言・認定・表彰企業 様

ひょうご仕事と生活センター長

「テレワーク兵庫」提供終了に伴う代替サービス移行に対する助成について

日頃より当センターの業務へご理解とご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび兵庫県において、令和5年12月末をもって「テレワーク兵庫」の中小企業等への無償提供を終了する旨の発表がありました。当センターでは、これまで「テレワーク兵庫」の利用を積極的に推奨しておりましたため、特例として、この提供終了に伴う代替サービスへの移行に要する費用の一部を助成することとしましたので、助成希望がありましたら、下記により申請をいただきますようよろしくお願いいたします。

1 助成方法

現行の「ひょうご仕事と生活の調和推進 テレワーク導入支援助成金」の「テレワーク環境整備事業（テレワーク環境整備のための初期費用）」で助成を行います。

（※テレワーク導入支援助成金の内容、申請方法等については、下記リンク先から「テレワーク導入支援助成金 申請の手引き」をご参照ください。）

https://www.hyogo-wlb.jp/files/support/2023_telework_tebiki.pdf

2 助成対象企業

次の(1)～(3)の要件をすべて満たすこと

- (1) 「テレワーク導入支援助成金」の対象事業者の要件を満たす企業であること
- (2) 「テレワーク兵庫」の利用登録企業（令和5年6月末現在）であること
- (3) 「テレワーク兵庫」の提供終了に伴い、令和6年3月末までに民間事業者の代替サービス（有償）に移行する企業であること

3 助成内容

(1) 対象事業

民間事業者が行う「テレワーク兵庫」と同様の方式（リモートデスクトップ方式＋クラウド型）のシステム導入の初期費用

※年間使用料等の運用に要する費用は対象外です。

(2) 支給額：対象経費の2分の1以内（上限200万円）

※同一年度において、テレワーク導入支援助成金と環境整備支援助成金と合わせて2件以内かつ上限200万円の支給を限度とします。

4 申請受付期間：令和5年6月19日（月）～令和6年2月29日（木）到着分まで

※助成金は予算の範囲内で交付するため、期間内に受付を終了する場合があります。

■申請・お問合せ先

（公財）兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター テレワーク導入支援助成金担当

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階

TEL:078-381-5277 FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp